

第646回 統計審議会議事録

1 日時 平成19年2月9日(金) 16:00~18:20

2 場所 総務省第1特別会議室 (中央合同庁舎第2号館8階)

3 議題

(1) 庶務事項

- ① 統計審議会専門委員の発令について
- ② 部会に属すべき専門委員の指名について

(2) 諮問事項

- 諮問第318号「特定サービス産業実態調査の改正について」

(3) 答申事項

- ① 諮問第315号の答申「作物統計調査等の改正について」(案)
- ② 諮問第316号の答申「船員労働統計調査の改正について」(案)

(4) 部会報告

- ① 第69回及び第70回人口・労働統計部会
- ② 第109回、第110回及び第111回農林水産統計部会

(5) その他

4 配布資料

- ① 統計審議会専門委員の発令について
- ② 部会に属すべき専門委員の指名について
- ③ 諮問第318号「特定サービス産業実態調査の改正について」
- ④ 諮問第315号の答申「作物統計調査等の改正について」(案)
- ⑤ 諮問第316号の答申「船員労働統計調査の改正について」(案)
- ⑥ 部会の開催状況
- ⑦ 指定統計調査の承認等の状況
- ⑧ 平成18年12月指定統計・承認統計・届出統計月報(第54巻・第12号)
- ⑨ 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委員】

美添会長、篠塚委員、舟岡委員、清水委員、新村委員、引頭委員、椿委員、佐々木委員
三輪委員、森泉委員、若杉委員

【統計審議会会議内規第2条による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長》

総務省高橋統計調査部長、厚生労働省桑島統計情報部長、農林水産省長統計部長
経済産業省細川調査統計部長、国土交通省福本情報管理部長、東京都金子統計部長

《会長が議事に関係があると認めた者》

経済産業省荒井産業統計室長、同新井調査統計部調査官、国土交通省川上交通調査統計課長
同石島課長補佐

【事務局(総務省政策統括官)】

総務省橋口政策統括官、同桑原統計審査官、同小林統計審査官

6 議事

(1) 庶務事項

- ① 統計審議会専門委員の発令について
美添会長から、統計審議会専門委員が、資料1のとおり発令された旨報告があった。
- ② 部会に属すべき専門委員の指名について
美添会長から、資料2のとおり部会に属すべき専門委員の指名を行った旨報告があった。

(2) 諮問事項

○ 諮問第318号「特定サービス産業実態調査の改正について」

総務省政策統括官付の桑原統計審査官が、資料3の諮問文の朗読及び補足説明を行った。続いて経済産業省新井調査統計部調査官が調査計画の説明を行った。

[質 疑]

美添会長) 質問をこれから頂くが、その前に一つだけ確認させていただきたい。

今報告していただいた資料1、2、3、4の中の四角で2を囲ってあるところである。平成18年の調査で従来から変わった点は、業種の対応を標準産業分類に合わせたということと、情報処理提供サービス業について標本調査を導入した点ではないのか。今回の4業種なのだが、調査対象としては調査対象業務を主業として営むすべての事業所を対象とするということなので、標準産業分類に対応して名簿にあるすべての事業所を対象とするものと理解してよろしいか。

新井調査官) すべて基本は、事業所企業統計調査名簿を活用している。会長御指摘の情報処理提供サービスについてサンプルという御指摘があったが、これは18年は全数で行っている。調査結果が出てから標本化など一定調査数を削減する方法がないかというのを検討し、20年に検討を反映させたいと考えている。

美添会長) 情報処理サービス業は全数で実施したのか。

新井調査官) そうである。

美添会長) 今回の4業種の事業所数、クレジットカード企業数等を教えてほしい。

あらためて整理すると、従来から全数であったということから、地域表章は十分にできたが、今回のクレジットカード業は企業調査なので、地域集計が難しい、そういう理解でよろしいか。

新井調査官) そうである。

美添会長) ほかに補足説明はあるか。

新井調査官) 映像情報制作・配給業は、全国で2,914対象企業を予定している。クレジットカードについては527企業である。デザイン・機械設計業が1万6,530事業所、それから計量証明業が830程度を予定している。

美添会長) ただいま報告していただいた内容について自由に質問、意見等をお願いする。

引頭委員) 先ほど説明のあった調査票の項目のことについて1点だけある。クレジットカード業界は、昨今御案内のとおり、消費者金融の上限金利が引き下げられるなど、業界を取り巻く環境が大きく変化し、経営が厳しいところも出てきている。そうした中で、比較的収益性の高いビジネス形態の一つがリボルビング払いと聞いている。クレジットカード業界の収益構造を知る上で、リボルビング払いについての把握は非常に重要であると認識しているが、私の見方が悪かったのかもしれないが、今回の調査表のなかではそうした項目が見当たらなかった。今回調査は平成17年調査以来の復活ということなので、世の中の変化も取り入れながら少し御検討されるのもいかがかなと思うが、どうか。

新井調査官) リボの扱いについて、クレジットカード業界等とそのリボ払いについて、分離して調査できないのかということ相談した。リボの場合、回数が2回以上がリボ払いというふうな表現をされていて、はっきりした区分けがつかないと、業界から説明を受けた。それで、消費者が借りているお金はどのくらいあるのかと。消費者から見れば負債、業界から見れば債権ということになるわけだが、その債権の増減がわかるように、今回から年間売上高のところに、リボはちょっと断念をして、債権がどういうふうになっておるのか、その増減によって、ここにはリボも入るから、ある程度のことはわかるのかなということで工夫した次第である。あと、もう少し詳細に調べて部会では報告していきたいというふうに考えている。

篠塚委員) ちょっと確認だけさせていただきたい。

例えば、映像情報制作のところを見ているのだが、ここで7番で、従業者数が企業全体と、それから2番目で部門別と二つ分かれてなっているが、通常Iの方の企業全体の従業者数に関

しては、6の方の費用のところでは人件費のところは恐らくこの全体のがフィットするのかなと。もし人件費と従業者数をどこからとったらいかなと思うときにはIと合わせるのかと思っているが、間違っているかどうか、それを教えていただきたい。

そして、今度は部門別の合計、どういうところで働いているかというところを見ると、この部門別というのは、上の方の全体で見たときの常用、③と④と⑤が入っていると見るのか、ちょっとその辺がわからない。

美添会長) 3、4、5というのはどこのことか。

篠塚委員) 常用雇用者が、③が正社員、正職員、④がパート、⑤が臨時。

美添会長) 7の従業者数の中の。

篠塚委員) そうである。そして、外部から来ている、つまり派遣か何かで来ている方たちは含む、経営の別企業から派遣されてきた人たちは含むというので、外枠にいる人たちも入ってくるという感じだが、ここでギリシャ文字のIIで書かれている合計の数というのはIと書かれている中とどのようにかみ合うのか、かみ合わないのかだけ教えていただきたいということである。従業者数の中の部門別従業者数の合計というのは、Iの全体の従業者数の中のどういうふうに見たらいいかということである。

美添会長) 7番の従業者数のIとIIについての質問である。

新井調査官) ちょっとわかりづらい調査票で申しわけない。企業全体の従業者数の①から⑤までの総計の中で、映像情報の下の方の部門別であるが、何人配属されているのかということ、①から⑤の数字が入る。なおかつ、他企業から派遣されている人が若干入るので、帳じりがちょっと合わない状態になっている。

美添会長) ①から⑤の合計ではなくて、ほかにその右の方にあるものを足すのか。

新井調査官) そうである。従業者と従事者の違いということで整理をさせていただいている。

篠塚委員) だから、その従業者というのが、恐らく上の6で人件費のところは従業者のとフィットしていいかということである。それに対して、従事者というのはかなり少なくなっている数字だというふうに見た方がいいかという質問である。

新井調査官) そうである。

篠塚委員) ①から⑤の合計プラス右枠の外に入っているのが加わった数でもない。

新井調査官) 加わった数でもない。

篠塚委員) そうすると、もう少し何か注意書きが、書く人たちにとって、このIIの方は従事者数というときに、上に書いたものの合計と合わなくちゃいけないだろうとか、いろいろちょっと齟齬がないかという、それだけである。

新井調査官) 了解した。ちょっとそこら辺は注意してみたいと思う。

美添会長) 調査票の手引き、その他は作成されていると思う。

新井調査官) そちらの方には注意する。

美添会長) 誤解のないように、部会で確認をお願いする。

新村委員) 前回の答申案の作成にかかわった者としてちょっとお伺いしたいというか、また部会にも所属するようなので、ちょっとそのときに教えていただければいいかと思うけれども、前回の課題のうちの3番、平成20年以降の特サビのその調査の位置づけと今回の19年との関係というのがちょっとまだよくわからない。前回はかなり抜本的な議論を少しして、やっぱりちゃんと位置づけをきちっとその指定統計の中で位置づけるか、サービス統計の中での位置づけを考えましょうというようなところがこの3番目の課題が書かれた理由であったと思うのだが、そちらの方についての御検討の状況と、それから今回調査のその位置づけをちょっと教えていただけたらと思う。

荒井産業統計室長) 現在サービス産業を幅広くとらえた構造統計の整備というのが政府全体の喫緊の課題であると認識をしている。こういった認識を踏まえて、今後、特サビ実態調査の範囲について、予算等の資源の制約はあるかとは思いますが、その中で例えば標本調査の導入とかいったいろ

いろな工夫をして、とりあえず経済センサスの対象年の前年である平成21年までに経済産業省所管の主要なサービス産業については特サビ実態調査でカバーをしていきたいと考えている。

経済センサスによる母集団情報の整備が進んだ後は、政府全体としてサービス産業に係る構造統計の整備ということが課題になっていることに鑑み、それまでの特サビ実態の調査の実績とか、あるいは経済センサスの調査スキームといったものをしっかり踏まえて、関係省庁ともよく連携をとって構造統計の拡充整備に向けて検討を進めていきたい。こうした中で、昨年7業種をスタートさせ、さらに今年4業種を加える。この11業種については主として対事業所サービスの分野であるが、できれば20年以降は対個人サービスとか、そういった形で対象範囲を広げていきたい。今回の追加4業種については政策的なニーズの高いものということで優先度をつけて実施をしたいと考えている。

美添会長) 大変難しい状況である。サービス業統計に関して全体的な見直しが進んでいる中で、今回の諮問答申は20年、21年から先までを含めて、直接には議論はできないだろう。新規の4業種についての検討が中心になるという理解でいいと思うが、いかがか。この点は、部会長として三輪委員に判断を伺いたい。

三輪委員) 先ほどの説明は、それについて審議しろという話ではないと思っている。つまり、これは諮問事項ではないと理解している。

美添会長) 20年以降の問題か。

三輪委員) そのような位置づけの当否に関して議論しろと言われても、これは議論しようがないから、どのような構想の中で4業種が出てきたかというようなことは、とりあえずは審議事項ではないというふうに私は理解をしている。

美添会長) 位置づけとしての理解は必要だが、今回の諮問はこの4業種が適切かという点に限るという理解でよろしいか。

桑原審査官) 前回答申で三つ目の課題であるけれども、20年以降の本調査のあり方どうするかということについては、新しい統計法が改正されて以降、本年10月に創設される司令塔たる統計委員会における基本計画の審議を待って、そこの基本計画の審議とも密接に関連する問題というふうに考えていて、今回19年調査を実施するというところで、短いその3カ月の審議でなかなかその方向性まで審議していただくのは困難かなというふうに考えている。

美添会長) 時間的な制約というよりも、前提条件がまだ不明確だということから、その整理でよいと思う。議論の過程では20年、21年以降は視野に入ってくるが、直接的な審議の対象は19年に予定されている調査で、新しい4業種が中心だが、前提として現行の7業種も無視するわけにはいかない。そのような整理で三輪部会長、よろしく審議をお願いしたい。

(3) 答申事項

① 諮問第315号の答申「作物統計調査等の改正について」(案)

総務省政策統括官付の小林統計審査官が、資料4の答申(案)の朗読を行った。続いて、樺農林水産統計部会長が、審議経過及び答申(案)の説明を行った。

樺部会長) それでは、これまでの農林水産統計部会の審議の経緯と答申(案)について説明させていただきます。

まず、答申(案)作成に至るまでの審議の経緯について説明する。

この作物統計調査等の改正については、昨年11月10日の第643回統計審議会に諮問されたが、農林水産統計部会においては、昨年11月、12月並びに本年1月の3か月の間に4回の審議を行ってこの答申(案)を取りまとめた次第である。1回目の第106回部会は昨年11月20日に、2回目の第107回部会は12月11日に、そして第3回目の第108回部会は12月21日に開催された。これらの部会の結果については、昨年12月8日の第644回並びに前回の第645回の統計審議会において既に報告しているので、本日は1月18日に開催された4回目の109回部会の結果について報告し、答申(案)の説明もそれに合わせてさせていただきます。

お手元の資料6に、部会の開催状況があると思うが、その7ページをご覧いただきたい。この回の部会では、それまでの部会でまだ残っていた調査票の内容の確認などの検討事項について、調査実施部局から説明を受けて審議を行った。その後、答申(案)の審議を行った。答申(案)の文面等の修正を要するところについては私に一任いただくということで、提出された案をもって部会の答申(案)とすることを、部会として了承していただいた次第である。

この第109回の結果概要の中の「5 審議の概要」で整理している内容については、答申(案)の説明と重複するので、そちらの方で一緒に説明させていただく。

それでは、先ほど朗読していただいた答申(案)の内容について説明させていただく。

答申(案)の構成は、前文に引き続き、この「記」以下で記されている導入部分、それから「1 今回の調査計画」、「2 今後の課題」の三つから構成されている。

まず、この「記」以下の四つのパラグラフでは、作物に係る調査の位置づけなど、今回の改正計画全般について概括的に整理したものである。その後、これを受けて、次のページで、「1 今回の調査計画」では、(1)の標本設計、(2)の調査対象品目等、(3)の調査事項、(4)の調査方法、(5)の集計・公表までの五つの項目について、今回の調査計画に関する妥当性等の評価について整理している。また、その実施に当たって対応すべき事項については、その内容を整理している。それから、「2 今後の課題」に関しては二つの課題について整理している。いわゆる標本経営体に係る標本設計の検討、これは今回かなり部会の中で問題になった部分である。それから調査に係る誤差情報の提供の2点である。

まず、答申(案)の「記」以下の先ほど概括整理と申し上げた部分についてである。ここは四つのパラグラフからなっている。第1パラグラフはいわゆるこの調査の目的や位置づけに関して記述している部分であり、第2パラグラフでは、最近の改正の概要について記述している。

それから、第3パラグラフでは、今回の改正内容が様々な統計ニーズへの対応が可能となる事項を新たに設ける一方で、いわゆる調査のより効率的な実施を図る等の観点から、「以下のとおり」というような形に受けて、今回の調査計画が標本設計から調査方法等に至るまで大幅な変更を行うものであると記述している。この今回の改正が試行調査の結果を踏まえたものであること、それから、農林水産統計の改革に伴ういわゆる減量化、効率化には資するものであるということについて記述している。これは、概括評価になるかと思う。

それから、第4パラグラフでは、この種の効率化の中で水稻に係る調査に関しては、その特殊性から引き続き職員による調査を実施するという点について事実を記述している。

次に、今回の調査計画に関する整理並びに対応が必要な面ということについて次に説明する。

先ほど申し上げたように五つの項目からなっているが、まず第1に、(1)の標本設計のところである。第1パラグラフでは、今回の調査計画が収穫量調査について、2005年農林業センサスの結果から得られた母集団情報をもとに無作為に抽出した農業経営体、ここにある標本経営体というものを新たに対象として実施する計画であるということについて記述している。

これまで、この部会報告等で標本経営体ないしは農業経営体という言葉を用語を使わずに、一貫して標本農家という用語を使っていたかと思う。これについては、資料6の部会の開催状況の7ページをご覧いただきたい。「5 審議の概要」の(1)の一つ目の「○」で、2005年農林業センサス以降、農業経営体という概念を導入していることを踏まえて、今後は標本経営体という用語をもって整理することが妥当であるということになった。この答申(案)も、それを踏まえてその種の用語を使うという形になった次第である。

続いて、第2パラグラフである。今後、水稻以外の作物に係る単収の推計が関係団体及び標本経営体を対象とする往復郵送調査の結果から得られることになるために、従来と同程度の統計ニーズに応え得る調査精度の確保ができるような標本設計が求められているということについて記述している。これがきちんとできるかどうかということが今回の計画の中で非常に大きな課題であるということである。

調査実施部局におかれては、第3パラグラフにあるように、この課題に応えるために、具体

的な標本設計について、①から④と箇条書きで書いたような考え方を整理したということである。

具体的には、まず、①と②であるが、これは、この標本調査にかかわる母集団数の算出方法についてである。これはいわゆる関係団体を把握している生産量というものを考慮した上で、その割合をもって標本数の設計をするという考え方であるということが①である。今申し上げてしまったが、その上で必要標本数を設定するというのが②である。それから、③、④というのは、いわゆる標本抽出の方法について記述しているものである。

これについては、今回の標本設計、標本抽出の方法に関しては、これでよいのかということについて何回か部会でも審議されたが、前回の統計審議会の中でも非公式に少しこの部分の間われたところがあったので、この部会の中でもう一度確認した。これが、結果概要の中の(1)の中の四つ目の「○」に当たる部分だが、農林業センサスの結果に基づき、作物の作付面積規模別により階層区分を設定し、その階層別の面積ウエイトに基づいて標本数を配分し、階層ごとに無作為に抽出した標本経営体を対象にするという部分に関しては特に問題はないと考えて、妥当であると整理させていただいた次第である。

この点に関し、部会で確認したが、おそらく具体的な数字による標本設計のイメージを示すことが非常に重要だろうと思う。お手元の資料4の参考の2の中の5ページ目の「(参考資料2)」の「標本経営体に係る調査設計等について」を御参照いただければと思う。

それから、先ほどの答申の方に戻るが、第4パラグラフである。「やむを得ないものと考えられる」という形で終わっており、少し特徴的なところであるが、今回の調査計画はいわゆる試行調査を踏まえたものではあるが、その標本経営体を対象とする初めての計画であるために、単収等の誤差情報といった標本設計に必要とされる情報が必ずしも十分にそろっていない状況で設計したものである。ただ、先ほど申し上げたように、一定の結果精度が確認された試行調査結果を踏まえたものであり、これはやむを得ないものである、そのように整理した次第である。

したがって、このようなことから、第5パラグラフ、その次の2ページの一番下からその次のページの方もめくっていただきたい。農林水産省においては、今回の調査から得られる各作物の収穫量の推計値等について検証を行って、その結果によっては、そのデータの再審査を実施するなど、結果精度の維持並びに確保を図る措置を講ずるとしている。そのパラグラフの真ん中ぐらいに「これにとどまらず」として、今後、農業協同組合等関係団体への作物の出荷率の低下率などが予想されることにも留意し、より適切な標本設計、標本配置について検討することが必要であると整理している。さらに、この部分というのは本答申(案)においては、今後の課題にも整理する、今後の課題としても位置づける形にさせていただいた。

第6パラグラフでは、今後、現地の調査機関である地方農政事務所や統計・情報センターなどのスリム化が図られていくという中で、ここにいろいろ説明責任的なことが書いてあるが、むしろ、これまで培ってきた調査技能、調査技術がきちんと伝承、継承していくことや、これまでと同様に高い結果精度を確保することがさらに重要ではないかということで、この最終パラグラフで、収穫量の推計にかかわるプロセス及び考え方をきちんと明示して今まで培った技能、技術を伝承してほしいという、そのような意識のもとで、最終パラグラフにおけるプロセス、考え方などの明示ということの必要性を整理した次第である。

これに関連して、結果概要の8ページをご覧ください。この結果概要の三つ目の「○」になるが、収穫量の推計に係る基準の明確化という記述に関しては、この品目別、都道府県別に実査後から推計に至るまでの具体的な手続を含めた推計プロセスの推計の考え方の明確化、さらには透明化を図ることによって、各地方農政事務所等における的確な推計を確保するとともに、統計利用者等から推計結果に関する説明を求められた際には適切に対応することを求めたものであるということに記載しているが、この種の趣旨が確認されたので、答申の中にも盛り込んだということである。

以上が、私どもとしても、かなりいろいろ大きな課題を必要とした標本設計の部分の答申(案)である。

それから、引き続いて、(2)の調査対象品目等についてである。

第1パラグラフでは、飼肥料作物、果樹、花きに関する各調査において、調査対象品目の一部あるいは調査対象県の一部を削除する計画であるという事実を記述している。

それから、第2パラグラフでは、基本的にこれらの計画内容を適当と評価している。前回の統計審議会に、部会審議結果を報告した際、いわゆる晩橘類の扱いに関して一連の議論があったということを申し上げたかと思う。これは最終回の部会の中で、今適当と申し上げたわけだが、8ページの二つ目の「○」をご覧いただきたい。当初の答申(案)においては、「適当である」という一度評価をした後に、晩橘類等のニーズがあるものに関して「やむを得ない」といった整理をしていたが、ここにあるように、適当と評価する記述と、その評価に当たっての留保条件的な記述が併記されて、結果として非常にわかりにくいという意見があって、まず私どもは今回の調査計画を適当と評価する内容をベースとした上で、前回この審議会に報告したような議論があったということを、答申自体はその部分を適当であるということを書き添えてよいのではないかという確認をした次第である。

次に、(3)の調査事項に移らせていただく。第1パラグラフでは、今回、往復郵送調査の導入に伴う調査票の見直しや調査票様式の変更を行うとともに、必要最小限の調査事項について把握する計画について記述している。また、第2パラグラフでは、これらについては適当である記述している。ただ、第3パラグラフでは、「なお書き」により、今後の農業従事者の高齢化の進行など調査対象サイドの環境変化が予想される中で、調査対象の記入に当たって、分かりやすい調査票様式的设计及び理解しやすい記入の手引きの整備、提供など適切な措置を講じることが必要というまとめ方をしている。

これに関連して、結果概要の7ページの(1)の中の二つ目と三つ目の「○」のところであるが、調査実施部局は、この最後の部会に際して再度調査票の点検・見直しを行っていただいで、例えば、調査票の活字のポイントを大きくするなど等改善を行っていただいた。前回の部会においても、調査票に関し、記入に当たっての紛れがないように、項目の整理とか、あるいは調査事項に係る単位の表記の仕方の統一化といった意見が出た。これらの意見に対してもできる限り調査実施部局では対応していただき、あるいはいろいろなシミュレーションを行い見やすいものにしていただくということをやっていただいた。本日、2回から3回にわたって見直しを行い、整備された調査票(案)が、資料4の参考の5の「作物統計調査等の調査票(案)」として提出されている。これは、かなり膨大なものであるが、部会の中ではどういうプリンシプルでこれを簡素化するかというようなことに関して調査実施部局にご説明いただいたわけである。

次に、(4)の調査方法についてである。第1パラグラフでは、調査方法の変更について、①から④で整理している。①は調査員調査の導入、②は関係団体に対する面接調査から往復郵送調査への変更、③は標本経営体に対する往復郵送調査の導入、④は巡回・見積り調査の簡素化等についての記述である。

また、第2パラグラフでは、予想収穫量調査について、利用上の必要性が低下したこと、他の方法により必要なデータを把握することが可能になったことから、廃止するという事について記述している。

そして、第3パラグラフでは、基本的にこの種の簡素化等に関して適当であるとの判断を記述している。

第4パラグラフで、「なお書き」により、往復郵送調査による実施ということ踏まえると、回収率並びに結果精度の確保が非常に重要なポイントになってくるので、調査対象に対する協力依頼など適切な措置を講じることが必要であると記述している。

次に、(5)の集計・公表についてである。第1パラグラフでは、集計事項については引き続き耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにする計画であり、適当であると取りまとめている。

それから、第2パラグラフでは、調査結果の公表については一部の作物の公表期日がおおむね2か月程度遅れることになるが、これについては、既に統計審議会に報告したように、いろいろな統計ニーズの点で何とかならないかというような話もあったが、関係団体及び標本経営体が調査事項を把握、申告できる時期の調査となるためであり、部会としてもこの種の調査方法を適当と認めたことから、この点に関してはやむを得ないものと記述している。

最後に、その二つの今後の課題についてだが、まず非常に大きな問題となった標本経営体に係る標本設計の検討についてである。この標本経営体の標本設計については、今後実査を通じて必要なデータを得て、できるだけ早期により適切な標本設計、標本配置等に向けた検討を行うことが必要であると記述している。ここでの必要なデータを得てできるだけ早期にと記述していることに関しては、資料6の結果概要の5の(2)の、8ページの四つ目の「○」をご覧いただきたい。この標本経営体の標本設計については、今回の改正計画による実査開始後おおむね3年後には見直し等の対応を図るというスケジュールで、調査実施部局では検討を進めていただくことになっている。こういう具体的なスケジュールに関する目標があるということと、実際、調査実施部局では3年を待たずにいろいろな情報が出てくれば積極的に対応していくという旨の発言をしていた。

それから、(2)の調査に係る業者情報の提供についてである。今回、大幅な変更を行った上で調査を実施するものであり、統計利用者の利便性の確保を図る観点から、「統計行政の新たな展開方向」の趣旨に即して、調査に係る誤差情報の提供に努めることが必要であると記述している。米を除く部分に関してはかなり誤差情報の提供をやっていただくということである。なお、前回、米に関していろいろな問題があることに関しては既に部会等の報告を行ったところである。

以上、今回答申(案)を取りまとめさせていただいたが、最後に部会長として一言申し述べさせていただく。

今回の調査計画に関しては、調査実施部局において、農林水産省が実施体制の非常に大幅なスリム化等が求められていることへの対応などもあり、標本設計、調査事項、調査方法などについて、職員調査を全面的に縮減しなければならない、米を除いて縮減していかなければならないという上で大幅な見直しを行った計画を提出していただいた次第である。

そのような中で、今回いろいろな関係団体を通じて、野菜の業務向け出荷量、標本経営体を通じて作物の出荷量の出荷先別割合などを把握して、生産、流通、消費といった視点から見て新たな様々な統計ニーズへ対応が可能になるということについては、当部会の中でも初めの段階から非常に高い評価を得ていたと思う。今回の調査計画で、標本経営体に係る標本設計の検討や誤差情報の提供が今後の課題として整理しているが、農林水産省の調査実施部局におかれては、この答申(案)に盛り込まれなかった事項も含めて、今回の審議の中でいろいろ議論したことを今後の作物に関する統計調査の一層的確な、適切な企画、実施という形に反映させていただければと思っているし、今回、農林水産省さんの方では、限られたリソースの中でどのような形でやっていくかということに関して真摯に議論していただいたのではないと思う。

また、今後、農林水産省の統計に関しては、一般的に考えて、いわゆる農林水産省における、農家におけるニーズという問題に比べると、他省庁が行っている統計全体の中での比較可能性のような問題という新たな課題も出てきているのではないと思うが、もちろん、このようなことも踏まえて農林水産統計の位置づけというのを今後も農林水産省の、あるいは農家、農業のニーズと、それから全産業のニーズを調和させたものにさせていただければと考えている次第である。

今回の審議には、本当に農林水産省の調査実施部局に対しては、非常に真摯に対応していた

だいたことを感謝し、それから、いわゆる農協の方などもエキスパートとして意見を述べていただくという機会を設けて審議に協力していただいた委員、専門委員、審議協力者の方々にお礼申し上げたい。

[質 疑]

美添会長) 質問、意見等あるか。詳細な説明をいただいたので、疑問はないものと思うが、いかがか。特段ないものと認められる。本案をもって当審議会の答申として採択してよろしいか。

(異議なしとの声あり)

それでは、本案を総務大臣に対して答申することとする。

ただいまの答申に対して、農林水産省の長統計部長からご挨拶をいただく。

長統計部長) ただいま作物統計調査等の改正について答申をいただいた。調査実施者として御礼申し上げます。

今回の改正は、ただ今部会長からもお話があったように、農林水産統計の大幅な効率化、アウトソーシングの推進という政府全体の方針に基づき、郵送調査化とか調査員調査化を進めるという大幅な見直しであった。審議の中で、委員の皆様方には大変ご苦勞、ご面倒をおかけしたと思う。答申の中に盛り込まれている新たな標本設計の問題を初めとして、答申に盛り込まれなかった審議の中で様々な課題を委員からいただいている。私どもとしては、しっかり検討して対応してまいりたいと思っている。

また、指摘していただいた、これまでも農林統計が培ってきたノウハウ、こういったものを十分に活用しながら工夫をし、統計の質の低下を招かないように、利用者からの信頼される統計の作成、提供にもしっかり努めてまいりたいと思う。

最後に、美添会長、椿部会長始め委員の皆様方に様々な議論を賜ったことに御礼申し上げます。

② 諮問第316号の答申「船員労働統計調査の改正について」(案)

総務省政策統括官付の桑原統計審査官が、資料5の答申(案)の朗読を行った。続いて、篠塚人口・労働統計部会長が、審議経過及び答申(案)の説明を行った。

篠塚部会長) この船員労働統計の調査の改正については、ちょうど1カ月前のこの本統計審議会の645回で諮問された。1カ月しか間がないわけで、2回部会を行った。それで、部会の報告は今回初めて報告することになるので、ちょっと部会でどのような話があったかということの説明し、それからただいまの答申分についての補足をしたいと思う。

お手元の資料6の1ページをちょっとお開きいただきたい。これを使いながら行いたいと思う。

第69回と、それから70回と2回行った。60回は1月16日であった。そして、この船員労働の統計については、初めて私どもも見て、内容をよくわかっていないというものがあったので、部会のメンバーに、調査実施者である国土交通省さんをお願いして、審議協力者として日本内航海運組合総連合会の理事長でいらっしゃる方に御説明いただくというような機会を設けた。それで、部会の最初にこの船員労働の特殊性というようなことについて、どのような状況になっているかということをお話をいただいたわけである。その内容などが、この部会1ページのところについて書かれている。

そして、どんな話を紹介していただいたかということ、まず内航海運を取り巻く状況として幾つかあるが、はしょって、③のところにあるのは、船員の平均年齢が50歳後半と高齢化が進んでいること、それから④では、現在は外国人船員の採用がふえている。外航船とか漁船からの船員の流入等の影響もあって、船員不足の問題が余り顕在化していないけれども、これから5年先、10年先のことを考えると、これから日本の中では1万人程度の退職者が出てくると予想されるといったような危機感の話があった。

このような状況の中で、⑤にあるが、若年層の船員の確保が重要な課題となっている。しかしながら、この船舶という働き方だけれども、閉鎖的な同じ空間の中で就労時間と、それから

私的な時間と区別なく過ごすような、このような労働環境の特殊性ということを考えると、陸上労働者と比べてかなり過酷であるということで、一般的に報酬は高いけれども、しかし若年層の就労状況が芳しくないために、非常に難しい状況にあるということがあって、⑥のところでは、そのことを対策として、最近では高卒以上で3カ月半程度の講習を受けて、さらに半年ほどの実習経験を積めば、6級海技師免状、この免状があればいいわけで、この試験が免除される等の行政上の対応も図られているというような説明をいただいた。つまり、陸上の通常の労働条件と比べてこの船員の労働者の状況はかなり厳しく、そしていろいろな対策がとられているということであった。

それで、⑦にあるのは、国内の巷間のみを航行する船舶というのは、日本の国の国籍を有するものでなければならないという国際的な取り決め、カボタージュ制度というそうだが、こういう制度が、取り決まりがあることから、現時点では内航船舶には外国人船員はほとんどいないという、そういう説明があった。

このような現状の説明をいただいた上で、部会での審議に始まった。論点メモをつくって審議した。

四つほど柱を立てたが、まず最初の柱としては、本調査の役割、それから本調査の事項につきまして話をした。そして、このアにあるが、外国人船員の実態把握に関する意見をいただいた。そのアについては、①にあるが、労働力全体として見れば、まだ外国人労働者の占める割合は1.5%とすごく小さいけれども、しかし、陸上労働者でも外国人労働者をこれからどのように対応するかということは統計上からも要請されているが、これは船員についても同じような状況にあるということで、外国人船員の実態を把握することが重要な第一歩として位置づけられるとして、今回の計画、つまり外国人船員の把握するという点については評価できるという意見があった。

また、これに関して、③にあるが、当初の計画では一般船舶調査において各船員が外国人である場合には備考欄にその旨を書くというような設計になっていたんだけど、やはり目的からいってきちんと調査票の中に明確に外国人の数が把握できるようにすべきではないかということはこの審議会の中でも議論されたし、そのような形で修正案として実施部局の方からも提示された。

それから、次にイであるが、企業規模、それから学歴及び勤続年数などについても船員についての把握が必要ではないかという意見があって、これに対する議論が行われた。

①と③の議論では、賃金構造基本統計調査の比較などを考える、船員の最低賃金の決定などには行政施策上の活用などあるし、また、必ずしも船員だけで閉じこもることなくて、ほかの労働市場との比較ということも考えると、やはり船員は特殊だからといって、企業規模とか学歴の統計が必要でないということにはならないのではないか。何らかの形で企業規模とか学歴、勤続年数などについても把握すべきでないかという意見があった。

ただし、一方これに関しては、⑤にあるが、本調査はこれまで他の労働統計とは分離して実施されてきたという先ほどの背景があって、賃金の決定構造が陸上労働者とは異なることによる。だから、必ずしも統計的に陸上労働者と一致する必要はないのではないかという意見もあった。

これらの意見を受けて、実施部局の方からだが、回答があって、⑥にあるように、船員の報酬、給与等は、学歴よりも乗船している船舶の規模とか、その船舶の用途、それからその船員がどのような海技免状を持っているかと、そういうことによって決まるのであって、我々ここでいろいろ議論を出した学歴とか、そういうものは余り大きな影響は受けないという回答が一応あった。しかし、私たちの問題としては、この段階ではもう一度やはり本当に全く必要がないかどうかということについて、次回の部会でもう一度資料なども提示して説明していただくということで、このテーマについては打ち切った。

次に、ウであるが、調査事項の把握期間の整合性に関する意見があった。これは、一般船舶

調査においては、総労働時間については前年1年間の実績を把握するというふうに今回の計画では変更されている。ところが、報酬については従来どおり当年6月のものを把握するという事になっている。そうすると、時間については前年の1年間、給与、報酬に関してはことし6月ということで、期間と齟齬がある。この問題について、やはり何らかの形で調整が必要ではないかという意見があり、次回の会合で審議するという事になった。

次に、調査対象についてであるが、この調査対象については、我々の部会メンバーの中に標本設計の専門家がいなかったため、事務局の方で審議会メンバー及びその他の部会のメンバーの有識者に相談して、そして意見を聞いて、それを次回の部会で報告するという事にした。

最後に、集計等についてだが、集計等の議論では、過去の調査結果をもとに、船員の資格別、あるいは経験年数別の給与分布などにかかわるデータを示してほしいという要望があった。それを受けて、次回にそのようなデータ、クロス経過などを提示してほしいということで、この部会は終わった。

なお、この第69回の部会では、次の70回の部会の答申案を取りまとめなければならないという非常にショートなスケジュールのこともあったので、一応その答申案の文案みたいなものを書いて、骨格だけなのだが、次回までにその骨子案に対して意見を頂くという形で69回の部会は終わった。

続いて、70回の部会の方4ページにあるので、その説明を簡単にしたいと思う。

これらに引き続いて、1月29日に70回の部会を行った。引き続いて、先ほど申したものの残りのことを話し合った。

まず最初に、標本設計の調査対象であるが、宿題となっていた件について事務局から報告があった。そして、その結果、この4ページの①にあるように、本調査の標本設計が専門家に見ていただいて妥当であると考えられる。ただしとして、②にあるとおり、母集団情報の定期的な整備等が必要である。そのことを何らかの形で検討するということでも了承された。これは、答申案の中に盛り込まれている。

次に、調査事項についてであるが、アの先ほど問題になった学歴に関して議論があった。アの①であるが、内航船の船員不足が問題となっているということが一番最初に専門家から指摘いただいたのだが、現在のようなこの商船大学とか水産大学などの専門の学校からだけではなくて、今後は一般の学校から船員になる者が出てくるということも情報としていただいたので、そのような状況の変化を踏まえると、やはり学歴も把握しておいた方がいいのではないか、その可能性は高まってくるのではないかという意見があった。

また、②のとおり、特に船員以外の職員の方については海技免状を要しない部員という言い方をしているのだが、その部員についてはやはり学歴とか勤続年数なども報酬と相関関係を見る必要が出てくるのではないかという意見もあった。

これらの意見を踏まえて、現時点としては必要ではないということも了承されたのだが、今後の課題として、学歴を把握することについて、やはり何らかの形で検討することが必要ということが了承された。

次に、先ほど問題になったイの企業規模に関してだが、①にあるとおり、船員労働市場における昨今の団体交渉、この船員労働統計というのは最低賃金を設定するときの重要な資料となるものなのだが、その場合にその団体交渉の変化などを見ると、企業の横断的に報酬が決定されるというこれまでの構造から見ると、何らかの形で企業別の報酬を決定する傾向が高まってきているということが言えないか。今後、企業規模を把握する意義があるのではないかという意見があった。

ただし、②の意見にあるとおり、船舶を所有する企業と航行上の支配権を持っている企業が必ずしも一致していないこともある。それで、企業規模の把握に当たっては、これらの点も十分に注意した上で把握することが必要であろうという意見もあった。

これらちょっと相反する意見も踏まえて、最終的には、企業規模については今は、今回につ

いては必要ではないかもしれないが、やはり今後その把握については検討するということで了承された。

さらに、ウにある勤続年数についてだが、我が国の労働市場の実態、陸上労働者については非常に勤続年数ということが重要で、その陸上労働者と船員労働者をもし比較する場合には、何らかの形でやはり学歴、勤続年数ということが必要になってくるだろうと。今は必要でないとしても、今後把握することについて、やはりこれも同様に検討することが必要ではないかということになった。

次に、エにある総労働時間と報酬の関係であるが、①にあるように、今回の改正計画の中で一般船舶調査においては、これまではその当年の6月1カ月間の月間総労働時間の把握であったところ、それを年間総労働時間の把握に変更するということがあったけれども、これは就労時間と私的な時間の区別なく過ごしていることを強いられやすい船員の特殊な労働環境にかんがみて、そのような労働時間の実態を明らかにするということが年間ということになって、この変更については適当であるとみなされた。

しかしながら、この②の意見にあるとおり、総労働時間については前年の1年間の実績を把握すると。他方では、報酬については当年6月の1カ月の実績になるということになると、両者の間で把握する期間及び把握する時期に整合性がないということになる。それで、この船員労働者の実態を、つまり賃金と労働時間を把握するというこの本統計の一番重要なところについて整合性が欠けているのではないかということが大きなテーマとなった。

また、④にあるように、別途特別に支払われている報酬については、賃金構造基本統計調査では前年1年間に支払われた年額で把握しているが、この船員労働統計調査では当年6月に支払われたものとなっている。それで、もし賃金構造基本調査と整合性を必要とするのであれば、前年の1年間の特別調査、特別報酬を把握する必要はないかという意見も出た。

これらの意見を踏まえて、⑤のとおり、報酬と総労働時間との関連分析を行う観点から、1年前の年間総労働時間に加えて、新たにというか、計画になかったのだが、当初6月の月間総労働時間についても把握することとなった。また、特別に支払われた報酬の年間ベースにしてはという点については、今回の調査計画の対応はなかなか難しいところがあるので、これはすぐその場では結論が出なくて、部会長預かりとさせていただいた。

これらを含めて、この部会が終わった後で、この調査実施者と、それから事務局と私とで三者ですぐに調整を行った。そして、その結果、今回の調査計画においては、当年6月の月間総労働時間については本来今まではやっていたわけなので、これについては新たにまたこの復活するという点については可能であろうということで、これは生かすことにした。ただし、特別に支払われた年間の報酬、年間ベースで把握することについてはなかなか難しいことがあるので、今回の計画には入れないことになった。

なお、答申案に盛り込まなかったが、今回の調査計画で総労働時間を年間ベースで把握するように変更したことに対して、今後報酬についても年間ベースで把握する可能性についてはやはり検討する必要があるというふうに私どもが考えた。

以上の審議の結果を踏まえて答申案について審議を行い、先ほど朗読していただいた答申案の文案になった。

それで、答申案について若干の補足をいたしたいと思う。

資料5の答申案の方にお戻りいただきたいと思う。

この中身は、ほとんど先ほどお読みいただいたのと今部会の説明があったので、繰り返しになるかと思うが、まず一番最初の1、本調査の役割等については、やはりなかなか船員労働統計調査というのは一般の人たちは目につかないので、この経緯などについて明確にしたこと。それから、船員労働統計と、それから陸上労働と合わせると、日本の労働市場全体が把握できることになる非常に重要なものを提供することになるというようなことについて書かれている。

それから、次に、2ページの調査事項については、今るる申し上げたことについてのことが

整理されている。改めると、大きく2点の変更点があるということである。外国人労働者につきましたることと、そして外国人労働者については、先ほど部会の報告で申し上げたように、最初の計画では備考欄にあったけれども、それを調査項目の中に明示的に出すことになった。

それから、2点目としては、本来船員の年間総労働時間というのを6月調査と12月調査をやっていたが、これを12月調査を廃止するということでの計画だったが、先ほどの報告にあるように、年間の前年の総労働時間は把握できたとしても、報酬との関係でやはり6月の調査をも一度ここで生かすということになった。それが大きな点である。

そして、2ページのところの調査事項については先ほど申したが、ここは大丈夫である。集計事項については、新たにクロス集計表などについて検討する必要があるということで、見やすくすることも書かれている。

そして、最後に今後の課題ということについては三つの柱にした。まず、最初のところの一般船舶調査に関する母集団情報の的確な把握、これは先ほど部会の報告で申し上げたように、この一般船舶調査の母集団調査というのが10年近く実施されていないと。それで、非常にその母集団情報が劣化しているわけで、これについてはやはり定期的に最新の母集団情報の把握と、その結果を踏まえた標本設計の見直しを行う必要があるということを大きく第1番目に掲げた。もちろん、予算上の問題もあるので、なかなか難しい点があるが、これは非常に大事な点だろうと思う。

そして、2番目のニーズに対応した的確な調査事項の設定ということに関しては、この我が国の労働市場の全体像がこの船員労働統計が入ることによって的確にとらえられると。そのように位置づけると、もう少しこの船員労働統計ということのニーズが高まるような形での需要がきっちりとわかるような形での調査事項を設定していくことが今後も期待されるということを書いた。

それで、部会の中では、陸上労働者との違いが余りにも出されて、陸上労働者の方では学歴とか勤続年数とか企業規模とかということが非常に重要な労働市場を決めるときの変数なのだが、余りにも船員労働者との違いを強調するとその点が薄くなってくるので、ぜひこの企業規模とか学歴とか勤続年数などについても今後検討する必要があるということを書いた。

そして、最後については、3番目としてニーズに対応した集計・公表等ということで、これは広く一般に活用されるような労働統計が全般に要求されているわけだけれども、特に船員労働統計というのはなかなか一般の人たちの目に触れないものであると、せっかくこのような形で指定統計として新たな設計がなされたのであるならば、もう少し一般の人たちがわかりやすくなるように、必ずしもこの賃金と、それから総労働時間だけではなくて、船員の労働者たちの置かれている状況、船員の数がどうなっていて、内航船、外航船がどういうふうになっていて等も含めて、わかりやすい統計を公表してくれることが望ましいということを書いた。

[質 疑]

美添会長) ただいまの報告に対して質問、意見等をお願いします。

舟岡委員) 第70回の結果概要の2枚目の通算して5ページのエの総労働時間と報酬との関係等についての③で、「欠測値として扱うこととしている」について、具体的にどう扱っていくこととされたのか。

川上課長) この意味は、年間の労働時間を把握するときに、前1年の実績を把握することとなるが、6月時点で調査をした者がその前1年にいない場合はどうするのかという、そういう問題に対しての扱いについてである。年間総労働時間の統計をとる際には、その前1年にはいなかったサンプルについては集計対象から除外すると、そういうふうに申し上げたものである。

舟岡委員) それであれば、本日お配りいただいた資料の6番目であるが、船員労働統計調査表章様式(案)の1ページ目と2ページ目について、この船員数はその15%程度を除いた欠測値について含まれていない船員数なのか、それとも調査対象となった船員をすべて含めたものであるのか。

か、そこについてはいかがか。

川上課長) 現在考えているのは、これは年間総労働時間についても条件を満足しているサンプルというふうに考えているので、その欠測したものは除いたサンプルを考えている。

舟岡委員) そうすると、その右側にある6月の月間総労働時間及び報酬とは、対象となる船員数が相違していることとなる。したがって、年間総労働時間に対応する船員数およびそれにもとづいた平均年齢と平均経験年数については良いのだが、同じように、月間総労働時間についても、船員数、年齢、経験年数等の集計結果を別個に提供してもらう方が適当と思う。そうした対応は、その次のページについても同様である。

川上課長) そういうふうに対応させていただく。

清水委員) 答申案、私も部会審議に加わっていた関係上、一端の責任あるので。

2ページ目、今回の調査計画、(1)の調査事項の第5パラグラフ、「しかしながら」という最後のところであるが、この文言と、その前段のところ最後に「適当と認められる」という表現がありながら、一方で適当でないという言い方になっている。ここは、やっぱりどこかで平仄を合わせないと、大変読んでいて、ここで何をこの答申案は示しているのか多少わかりにくいかと思う。例えば、最後のところの「引き続き」というのは従来どおりという意味で、「これを」は何を意味しているかといえ、もともとは月間労働時間を把握することが必要であるという意味であるかと思うが、そうだとすると、「しかしながら」から始まって、上の「適当と認められる」という文言と相反するような表現を少し避けていただいた方がいいように思った。趣旨は同じだと思うのだが。

桑原審査官) 「2点目は」というところの書き出しのところ、改正の内容は合計三つあるということだと思う。一つは、年間総労働時間を6月調査で一括把握するということが一つ。それから、月間労働時間を削除するということが一つ。それから、三つ目が、12月調査を廃止するということが一つ。これらのうち、この三つのうち二つ、年間総労働時間を6月調査で一括把握することと、それに伴って、12月調査を廃止することについては、それは適当である。しかし、三つ目の6月月間総労働時間の把握を取りやめてしまうことは適当でない。書き分けているという形になるかと思うが。

篠塚委員) 書き分けているのだが、やはりそのうち6月調査はまた復活させるわけだから、「適当と認められる」というところにやはりおおむね適当と認められるにして「しかしながら」にした方が文脈としては続く。

美添会長) 文章は変えず、解釈について審議会の記録を残す形にしたい。が、解釈は今の指摘のとおりで明確だと思う。清水委員が指摘された形の整理と、桑原審査官の発言を記録していただきたい。

この機会に教えていただきたいことがある。今後の課題の中の1番目に、標本調査として実施するために母集団情報が必要であるということなのだが、10年近く実施されていないという調査について、説明いただけるか。

川上課長) サンプリングのためのそもそもの母集団の調査のことであるが、これについてはそれなりに大きな調査になるものであるから、予算措置が必要になる。そういう意味で、その予算措置がされた後に、なるべく早く実施したいというふうに考えている次第である。

美添会長) その内容なのだが、船主と船舶の大きさなどについては登録されているからわかる。母集団情報の調査内容というのは、乗組員が何人というたぐいの情報か。

石島課長補佐) 母集団調査で把握するのは、標本設計に用いている船員の報酬額と層化に用いる所有している船舶の属性である。その両方の情報を網羅して把握するための調査として母集団調査を実施してきている。

美添会長) それ、予算が措置できたときに実施されているということか。

石島課長補佐) 継続的に実施しておきたいのではあるが、前回の調査については平成13年に実施している。ただ、その前の母集団調査が平成4年ということである。当然いろいろな業界の変動、経

済変動があるので、なるべく短いスパンで実施していきたい。

美添会長) 調査は概ね10年おきになっているということか。今後の課題に書かれている内容としては、これで結構だと思う。

それでは、文面については読み返さないが、解釈としては誤解のないように議事録にとどめていただきたい。

特に反対意見がないものと認めるので、この案をもって当審議会の答申として採択したい。よろしいか。

(異議なしとの声あり)

それでは、総務大臣に対して答申することとする。

ただいまの答申に関して、国土交通省総合政策局の福本情報管理部長からごあいさつを頂く。

福本部長) ただいま美添会長から、船員労働統計調査の改正について答申を頂き感謝申し上げます。とりわけ人口労働統計部会におかれては、篠塚部会長、清水部会長代理を始め委員の先生方には、極めて短期間の間に船員労働の実態を含めて熱心に議論していただいたことを心から御礼を申し上げますと思う。今後は、頂戴した改正の方針に従って、船員労働統計調査をしっかりと進めてまいる所存である。

私ども国土交通省では、3年前から省内に交通統計改善検討委員会を設置をして、統計の改廃、あるいは改良など、改革を一早く取り組んできたところである。今後とも統計行政の推進に邁進してまいる所存であるので、先生方には引き続き御指導賜ようお願い申し上げます。

(4) 部会報告

① 第69回及び第70回人口・労働統計部会

平成19年1月16日及び1月29日に開催された第69回及び第70回人口・労働統計部会（議題：「船員労働統計調査の改正について」）の開催結果については、答申（案）の審議の際に審議経過と併せて報告された。

② 第109回農林水産統計部会

平成19年1月18日に開催された第109回農林水産統計部会（議題：「作物統計調査等の改正について」）の開催結果については、答申（案）の審議の際に審議経過と併せて報告された。

③ 第110回及び第111回農林水産統計部会

平成19年1月18日及び平成19年2月1日に開催された第110回及び第111回農林水産統計部会（議題：「農業経営統計調査の改正について」）の開催結果について、椿部会長から報告が行われた。

[質 疑]

美添会長) ただいまの報告について、質問、意見等はあるか。

この部会はあと2回。

椿部会長) あと2回である。

美添会長) 議論の密度が濃いようだが、引き続きよろしくお願ひしたい。

(5) その他

○ 指定統計調査の承認の報告

総務省政策統括官付の桑原統計審査官から、平成19年1月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「エネルギー消費統計調査（仮称）予備調査」の統計報告調整法第4条第1項による承認について、資料7による報告が行われた。

[質 疑]

美添会長) 軽微な案件といいながら、このエネルギー消費は京都議定書に対して必要な情報を提供するために求められているもので、ここで報告していただいている。

何かご意見等あるか。

では、これは報告だけで終わりとする。

－ 以上 －